

瀬戸市子ども読書活動推進計画

…子どもたちの豊かな読書体験を願って…

(第二次)

平成26年4月

瀬戸市

第1章	はじめに	1
1	計画づくりにあたって	1
2	計画づくりの背景	1
3	基本的な考え方	2
4	計画の対象	2
5	計画の期間	2
第2章	基本目標	3
1	家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	3
2	子どもの読書環境の整備・充実	4
3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	6
4	子どもの読書活動推進体制の整備・充実	7
第3章	第一次計画以降の主な取り組み	8
1	家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	8
2	子どもの読書環境の整備・充実	8
3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	9
4	子どもの読書活動推進体制の整備・充実	9
第4章	推進のための取り組み	10
1	年齢に沿った取り組み	10
	(1) 乳児（0～2歳）	10
	(2) 幼児（3～5歳）	11
	(3) 児童・生徒（6～18歳）	12
2	総合的な取り組み	14
3	取り組みを効果的に進めるための必要事項	15
第5章	市民のみなさまへ	17

第1章 はじめに

1 計画づくりにあたって

人類は言葉を獲得することで、飛躍的に進歩を遂げてきました。常日頃、私たちは言葉によって物事を考えています。「考える葦」である私たち人間にとって、言葉はかけがえのないものと言えます。

しかし、残念ながら最近、その言葉がないがしろにされているような気がしてなりません。今の子どもたちは、相手を思いやり、きちんとコミュニケーションをとることが、不得手になっていると言われていました。また、簡単に一語で、相手を遮断するような言葉が氾濫しています。子どもたちの豊かな言語感覚や、相手を思いやってコミュニケーションをとる能力を、一体、どうしたら養うことが出来るのでしょうか。これは、大人の責任として、真剣に考えなくてはならない重要な課題の一つです。そして、その最も効果的な方法の一つに、読書があると考えられます。

国が制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」においても、「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、そのために、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と定められています。

瀬戸市においても、この法律の精神に則って、子どもたちが読書を通じて、より豊かな表現力を身につけ、より良く生きることを学んで欲しいと願い、平成20年4月に「瀬戸市子ども読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定し、様々な取り組みを実施してきました。その中でも、地域住民の皆さんや学校、図書館が協力して行っている地域図書館活動が評価され、平成22年4月に「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受けました。

そして、今回、当初の計画の基本的な考え方を継承しながら、計画推進のための取り組み状況を整理し、「瀬戸市子ども読書活動推進計画」（第二次）（以下、「第二次計画」という。）を取りまとめました。今後は、第二次計画に基づき、子どもたちが自主的に読書活動が出来るように環境づくりを引き続き進めていきます。

2 計画づくりの背景

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、読書活動を推進する取り組みの計画づくりが国や県において進められてきました。国においては、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）が策定されました。これを受けて愛知県においては、平成16年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成21年9月に「愛知県子ども読書活動推進計画」（第二次）が策定されました。

（法律上の規定の説明は割愛）

瀬戸市においても、この法律を受けて、国や愛知県の基本計画をもとに、本市にお

ける子どもの読書活動の推進状況などを踏まえて、読書活動を進めていくための施策を計画・推進していきます。

3 基本的な考え方

本市においても、国や愛知県の方針を受けて、特に愛知県の計画上で示された以下の4つの目標を、基本的な考え方としていきます。

- 1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進**
- 2 子どもの読書環境の整備・充実**
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及**
- 4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実**

4 計画の対象

計画の対象である子どもたちについては、乳幼児から中学生を中心とした0歳からおおむね18歳までの年齢とします。

5 計画の期間

本計画の期間を策定後、5年間とします。

第2章 基本目標

第1章の3の基本的な考え方で示した、

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

2 子どもの読書環境の整備・充実

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

を当初の計画から継承し基本目標とします。この目標に沿って、各課題や施策の方向、取り組みを進めていきます。

基本目標1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

【図書館における子どもの読書活動の推進と施策】

図書館で実施されるおはなし会に関して、関心のある保護者に情報が届くよう努めるとともに、より情報提供機能を強化充実していきたいと思えます。また、子ども向けの図書館サービスの一層の充実を図るとともに、子どもを対象とした事業を積極的に行います。

【家庭における子どもの読書活動の推進と施策】

平成14年から実施したブックスタート事業により、各家庭において読み聞かせが子育てに重要であるとの認識はかなり浸透してきたと思えます。

全ての家庭で読み聞かせが行われるようにしたいと考えますので、今後もブックスタートは勿論のこと、各種子育て支援の事業や講座、行催事を通じて、また広報などを活用して読書の重要性について保護者の理解の促進に努めます。

【公民館、児童館などにおける子どもの読書活動の推進と施策】

地域での読書活動を推進する上で、地域の核施設である公民館で、子どもの読書を推進するための取り組みをしていくことが、子どもの読書活動を支援するためにも、重要だと思えますので、公民館で、親子で読書を楽しめるような講座の開設や、読み聞かせやおはなし会を実施できるようにします。

また、他の施設においても読み聞かせやおはなし会など、子どもが読書に親しむことができるよう多様な取り組みを進めます。

【地域のボランティア活動における子どもの読書活動の推進と施策】

読み聞かせやおはなし会の活動を通して、子どもが本に親しみ、読書することの楽しさを伝えているボランティアは、子どもの読書活動の推進には、なくてはならない存在であり、地域での読書活動を支えているという重要な役割をも担っています。そのためにも、必要とするところに、必要とされるボランティアの情報を提供できることが第一かと考えます。

また、ボランティアを必要としている施設も多いので、ボランティアを増やすための取り組みも必要となります。なによりも、ボランティアによる活動を支援し、奨励することが望まれています。

子どもが読書に親しみ、楽しめる機会を身近なところで提供しているボランティアやボランティア団体の活動を支援するための取り組みを進めるとともに、関連する施設などと各ボランティアやボランティア団体とのネットワークを築きます。

【幼稚園、保育園、学校における子どもの読書活動の推進と施策】

幼稚園、保育園、学校は子どもの読書活動を推進し、読書習慣をつけさせていくうえで、大変重要な役割を担っています。

学校では、従来「国語」などを中心に各教科における学習活動を通じて読書活動が行われてきています。また、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的で意欲的な読書活動を充実させることが求められています。

幼稚園、保育園では読み聞かせを中心に、また小中学校では、朝読などで、意識的に読書活動を推進していくことが必要だと思われまます。

幼稚園や学校においては、教育活動を通じ、また保育園では保育活動を通じ、子どもたちの発達段階や、興味、関心などに応じて、子どもが読書活動に親しむことができるよう積極的に取り組み、朝読などを一層進めていきます。

基本目標2 子どもの読書環境の整備・充実

【図書館における子どもの読書環境の整備と施策】

図書館は児童サービスを最重要課題と位置づけています。しかし、残念なことに施設面においては子どもの読書環境が整備されているとは言い難いのが現状です。

基本的な環境である施設面の問題解消は、長期的な視野で検討していく必要があると考えます。

子どもたちがのびのびと図書館を利用でき、親も他の人たちに気兼ねなく、小さな子どもを連れてきても迷惑にならないような場の確保を可能な限りしていくことが重要だと考えます。

また、児童サービスの質を高める為にも職員の研鑽が求められます。子どもたちや保護者の方の読書相談に気軽に応じられるようにするとともに、適切な回答や情報提供が行えることが問われることとなります。

地域図書館を中学校ブロックにおいて1館程度開設できるよう進めてきており、平成25年度現在5館開設されています。今後も地域図書館の開設に向けて努めていきたいと思えます。

また、図書館内で子どもたちが自由に振舞え、のびのびと読書できる場の確保に出来る限り努めます。さらに職員が質の高い児童サービスができるよう研修などを通して自己研鑽に努めます。

【学校における子どもの読書環境の整備と施策】

学校図書館をより有効的に活用するためには環境整備が不可欠です。より良い環境下で読書ができることが子どもたちにとっては重要なことです。また、学校図書館を地域に開かれた場所にするためにも環境整備が求められます。

学校図書館の蔵書の充実をすすめるとともに、すべての学校図書館で所蔵されている資料の共有化が求められます。

学校図書館の運営については専任の学校司書を配置し、学校図書館の機能をアップし、魅力的な学校図書館にすることが望まれます。

当面は複数校の学校図書館運営を兼任する方向でも良いので、専任の学校司書の配置について検討を進めていきます。

学校図書館の蔵書の充実については、蔵書の選別をするとともに、文部科学省が示している図書標準を不足しないよう予算の増加や、効率よく充足するための方策として図書館の蔵書が活用できるよう図ります。

また、蔵書のデータ化を図り、オンラインで結ぶなどして資料を共有化し、有効に活用できるよう進めます。こうした施策も専任の学校司書を配置することにより進めていくことが可能となります。そのうえで、学校図書館を学習情報センターとして、子どもたちの学習を支援する情報提供の場として機能アップしていくことが出来ます。

各学校において、大規模改造時などを捉えて、学校図書館を快適な空間にするための環境整備を進めていきます。

【幼稚園、保育園における子どもの読書環境の整備と施策】

幼稚園、保育園では絵本などが所蔵されていますが、蔵書については十分とは言えないので、基本的には、蔵書の充実と、それにともない読書室、あるいは読書コーナーを設置するなどといった環境づくりが望まれます。また、専任の司書教諭など本と人をつなぐ役割を担う人の配置が望まれます。

図書館との連携協力により蔵書の充実を図りつつ、読書コーナーの設置などにも努めます。

また、講習などを実施することにより、幼稚園教諭や保育士はもちろんのこと、保護者を巻き込みながら、本と人をつなぐ役割を担う人を育てていくことに努めます。

【地域における子どもの読書環境の整備と施策】

公民館については、時間の制約や図書の数など良好な読書環境が整っていないということが子ども読書活動の推進を進める上で問題だと思われます。

また、子どもたちが自由に読書に親しめる施設環境を各地域で整備していくことも必要だと考えます。

子どもが読書に親しみ、楽しめる機会を身近な場所である公民館で提供できるような取り組みが求められます。そのためには、子どもの読書の重要性を認識してもらうための情報提供を公民館に行っていくことで、自主的に子どもたちが自由な雰囲気できれいに読書が出来る場を公民館が確保していくよう促していきます。

また、各公民館の地域性に配慮しながら、図書の充実を図っていきます。地域での子どもの読書環境の整備を公の施設のみならず、多様な場所で出来るよう方策を検討します。

【子ども関連施設等との協力関係の推進と施策】

地域の子どもたちに関わるという共通の基盤を持つ学校や、公民館、交通児童館、さらには図書館を含めた子ども関連施設との協力関係や連携は子どもの読書を推進する上でとても重要だと考えます。

図書館と幼稚園、保育園、学校図書館、公民館、交通児童館、せとっ子ファミリー交流館、やすらぎ会館などといった子ども関連施設や大学図書館などとも、連携・協力関係を進めていくことが課題となります。その際、連携・協力が持続的かつ組織的に行われることが重要です。

図書館と幼稚園、保育園、学校図書館、大学図書館、公民館、交通児童館、せとっ子ファミリー交流館、やすらぎ会館等、広く関係機関、施設との連携・協力を持続的かつ組織的に行われるよう進めます。

基本目標3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

【普及活動における啓発広報事業の実施と施策】

4月23日の「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」「読書週間」（10月27日～11月9日）など、あらゆる機会を通して、子どもの読書活動に関する理解と関心を高めることが必要です。

また、子どもに関係する機関や団体との連携を図り、子どもの読書活動への協力を求めていくことが望まれます。

国や県の広報事業と連携して、「子ども読書の日」の市民への周知・普及に努めます。

また、「こどもの読書週間」や秋の「読書週間」においても子どもの読書活動への関心を高める活動を進めます。さらに子ども関連施設や子どもに関わる団体とも連携を図り、子ども読書活動への理解と関心を高めるよう取り組み、関連施設や団体において啓発のための広報活動が出来るよう進めます。

【子ども読書関連情報の収集・提供と施策】

子ども関連施設や子どもに関わる各課において、子どもの読書活動に関する情報を収集し提供していくことが重要となります。子育てに関する情報等と同様に、意識的に子どもの読書関連情報を収集していくことが、今後は求められます。

県や他市町村も含めて、学校、図書館、民間団体等が実施する子どもの読書関連事業や取り組みなどに関する情報の収集に努めるとともに、子どもや保護者、子どもの読書活動に携わる人たちが必要とする情報の提供に努めます。

【子ども読書活動推のための優れた取り組みや図書の普及と施策】

図書館では読書感想画展を毎年行っていますが、活動そのものを奨励するための催しは行っていません。各学校では、子どもたちの読書への意欲や意識づけのための方策を頑張っているところも多々あります。こうした、取り組みを紹介するとともに、優れた取り組みをされているところには、民間も含めて表彰できるよう検討していきたいと考えます。

子ども読書活動に関する理解や関心を高めるために、読書活動に関して優れた取り組みを実施しているところには、公民問わず奨励するための表彰をしていくことが望ましいと考えます。

また、優れた図書を普及するための啓発・広報活動も重要な課題です。瀬戸市教育委員会全体での広報活動を進めるとともに、優れた取り組みに対しては教育委員会として表彰できるよう進めます。優れた図書の普及については、幼稚園、保育園、学校、図書館、その他子どもに関連する施設全てや、教育委員会の広報誌などで、機会あるごとに普及のための啓発・広報に努めます。

基本目標4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

【子どもの読書活動推進体制とネットワークの形成に向けての施策】

子どもの読書活動を推進するためには、関連施設との連携を図り、総合的に施策を推進する体制を整備することが必要です。

子どもの読書活動を推進する諸機関や諸団体の連携や協働の在り方について、研究・協議する体制づくりやネットワーク化が今後の課題となります。

子どもの読書活動を推進する関係機関の連携・協力の具体的な方策について検討する組織を設置し、情報の収集、提供及び子どもの読書環境の整備に関する状況の把握を行うとともに、施策が計画的に実施出来るように努めます。

また、こうした組織のもと、子どもの読書活動を推進するためのネットワークづくりを進め、家庭、地域、学校、行政機関との連携体制の確立を目指します。

ネットワークづくりは、基本的には人と人とのつながりなので、人と人とをつなぎ、家庭と地域をつなぎ、地域と行政とをつなぐための結び目のような存在、いわゆる、コーディネーターが求められていることから、コーディネーターの育成を図ります。

第3章 第一次計画以降の主な取り組み

第一次計画策定以降の読書活動推進の主な取り組みは以下のとおりです。

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、より低年齢の段階から本と触れ合うことが大切です。やすらぎ会館での6ヶ月児健康相談に併せて実施している「ブックスタート」では、赤ちゃんと保護者が「絵本を通して楽しい時間を分かち合う」ことの応援をしています。

乳幼児に対する図書館でのおはなし会（読み聞かせ）については、第一次計画の段階では職員によるおはなし会を毎週1回、ボランティアによるものを月1回行っていました。現在では、平均週3～4回と大幅に増加しています。また、公民館においてもボランティアによる読み聞かせが行われています。

小中学生に対する読書活動の推進としては、市内の全小学校三年生の図書館見学を行い、絵本の読み聞かせのほか、図書館での本の探し方や借り方の説明を行い、読書活動への誘導を行っています。また、小中学校では朝読書の取り組みや図書館司書及びボランティアによるおすすめ本の紹介や読み聞かせも行なわれています。

2 子どもの読書環境の整備・充実

子どもの読書環境として、身近な場所で図書に触れられるということが重要です。地域図書館は一次計画策定時に1館でしたが、その後小中学校4校で新たに開設することができ、現在は5館の体制となりました。地域図書館では、図書館の司書のほか地域のボランティアの方（図書館サポーター）も運営に参加し、子どもと本の架け橋の役割を担っています。

さらに、地域図書館を設置した学校では、学校の蔵書のデータ化を図り、図書館とオンラインで結び資料の共有化を図り、より多くの本に親しんでいただけるよう図書システムの整備をしてきました。

また、児童書の蔵書数の増加も大切な項目であり、平成18年度末に約80,000冊であったところ、平成24年度末に約94,000冊と約14,000冊の拡充をし、読書環境の充実に努めております。

その他、平成24年度図書館本館では、安全な環境で安心して本に触れていただけるように、本棚の固定、本の落下防止工事や窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの耐震対策も実施しました。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動が具体的な行動として広がっていくためには、まず、読書活動の重要性に気付くことが肝要となります。

この気付きを与え、理解と関心を普及していくために、おすすめの本の紹介リーフレットを作成したり、読み聞かせやブックスタートの際、保護者に読み聞かせの大切さなどの説明を行っています。その他、保護者向けに読み聞かせに関する講座を開催したり、小中学校へ司書を派遣し、いろいろな本やその楽しみ方を紹介するなどの取り組みも実施しています。

こうした様々な活動を通じて、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及に努めています。

4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

平成21年1月、子どもの読書活動を推進するための関係機関、関連団体等の連携・協力体制の整備・共同のあり方や方策について検討することを目的として、「瀬戸市子ども読書活動推進協議会」を設置しました。引き続き当協議会を中心に、子どもの読書活動の推進を図ってまいります。

第4章 推進のための取り組み

前章で4つの基本目標と本市の現状と課題をとりあげ、施策の方向性についても検討しました。これらを基に、推進のための取り組みを、より具体化していくことが必要となります。その具体化に当たって、まず考えたいことは、子どもたちは年齢にあわせて、心身ともに発達していくという点です。その発達段階ごとの取り組みを考えていくことが施策を実施していく上で、わかりやすく、重要であると考えます。

そこで、まず、年齢に沿った取り組みを考え、例えば、小学生の子どもならばその時期にあわせて、「だれが(学校が)、なにを(学校図書館を)、どのようにする(本の整備、充実を図る)」、のか、またその方法について、より具体的な方法などがわかるような計画づくりをしていきます。その上で、総合的な取り組みの計画と、取り組みを効果的に進めるための必要事項を考えます。

1 年齢に沿った取り組み

各年齢層別に施策の内容と、施策の実施に当たっての担当課などを明確にするとともに、評価指標を設け、目標の達成に努めます。

(1) 乳児(0～2歳)

- ① 0歳児から絵本に触れる環境をつくる
- ② 年齢に応じた読書活動の推進を図る
- ③ 親子で本に触れ合う機会をつくる
- ④ 読書の重要性について保護者の理解促進を図る

施策	施策の具体策	評価指標		担当課	協力機関
		現状	目標		
① 0歳児から絵本に触れる環境をつくる	・ブックスタート事業の継続・充実	実施	継続	図書館	健康課 ボランティア
	・交通児童館の図書コーナーの貸出本の入替の実施、ファミリー交流館のサロン、学習室、児童室にも本を配置する	実施	充実	こども家庭課	
	・公民館での絵本の貸出	実施	継続	地域活動支援室	図書館

② 年齢に応じた読書活動の推進を図る	・年齢別の啓発リーフレットの作成	実施	継続	図書館	
	・乳幼児健診、子育て支援事業などで啓発リーフレットを配布	実施	継続	健康課	
	・公民館での啓発リーフレットの配布	未実施	実施	地域活動支援室	
③ 親子で本に触れ合う機会をつくる	・図書館での定期的なおはなし会の開催	実施	継続	図書館	ボランティア
	・交通児童館で毎週交通安全の紙芝居を実施したり昔話などのお話に触れる機会を設ける	実施	継続	こども家庭課	
	・ファミリー交流館の育児講座等で読み聞かせの大切さを知らせる	実施	継続	こども家庭課	
④ 読書の重要性について保護者の理解促進を図る	・広報などにより読書の重要性をPRする	実施	継続	図書館	
	・保護者向け講座の開催	実施	継続	図書館	こども家庭課

(2) 幼児(3～5歳)

- ① 幼稚園・保育園の図書コーナーの整備を図る
- ② 園児が本に接する機会を提供する
- ③ 読書の重要性について保護者の理解促進を図る
- ④ 幼稚園・保育園の教育・保育活動を通じての読書の普及を図る
- ⑤ 子どもと本をつなぐ役割を担う人の育成を図る

施策	施策の具体策	評価指標		担当課	協力機関
		現状	目標		
① 幼稚園・保育園の図書コーナーの整備を図る	・図書館の蔵書を活用し、 図書の充実を図る	実施	継続	こども 家庭課 各園	図書館
② 園児が本に接する機会を提供する	・図書館の近隣園で図書館 訪問を実施する	一部実 施	拡充	こども 家庭課 各園	図書館
	・図書コーナーの本の貸出	実施	充実	各園	
③ 読書の重要性について保護者の理解促進を図る	・保護者向け講座の開催	実施	継続	図書館	こども 家庭課 各園
④ 幼稚園・保育園の教育・保育活動を通じての読書の普及	・保育の中で読書活動を行 う	実施	充実	各園	
⑤ 子どもと本をつなぐ役割を担う人の育成を図る	・養成講座の開設	実施	継続	図書館 交流学 び課	保護者 ボラン ティア

(3) 児童・生徒(6～18歳)

- ① 教育活動を通じて読書の普及を図る
- ② 学校図書館の整備充実を図る
- ③ 学校司書の配置を進める
- ④ 読書の重要性について保護者の理解促進を図る
- ⑤ 高校などとの情報交換を図る

施策	施策の具体策	評価指標		担当課	協力機関
		現状	目標		
① 教育活動を通じて読書の普及を図る	・読書指導を国語などの教科で充実させていく	未実施	実施	学校教育課	図書館
	・図書館見学を全ての小学校で実施する	実施	継続	各学校	
② 学校図書館の整備充実を図る	・朝読書や読書週間など、読書する機会を充実させる	実施	充実	各学校	学校教育課
	・朝読おすすりリストの作成	実施	継続	図書館	学校教育課
	・引き続き学校図書標準の充足(質量ともに)を図る	未達成	達成	各学校 学校教育課	図書館
	・図書館の蔵書を活用し、図書の充足を図ることができるよう各学校と図書館の連携を強化していく	一部実施	実施	各学校	図書館
	・空調設備の設置による環境整備をすすめていく	一部実施	実施	学校教育課	
	・全校の図書のデータ化を図り、共有化できるようにシステムの構築に向けて研究していく	一部実施	実施	学校教育課	図書館

③学校司書の配置を進める	・複数校を兼任する専任学校司書を配置することができるよう研究していく	未実施	実施	学校教育課	
④読書の重要性について保護者の理解促進を図る	・啓発リーフレットの作成、配布に向けて研究していく	未実施	実施	学校教育課	図書館
	・学校案内等による啓発活動がより充実したものとなるよう研究していく	実施	充実	各学校	
⑤高校などとの情報交換を図る	・講座の開催	実施	継続	図書館	
	・学校図書館の状況などの情報の収集	実施	継続	図書館	学校教育課

2 総合的な取り組み

- ① 関係機関の連携・協力のための具体的な施策を検討する組織を設置する
- ② 家庭、地域、学校、行政機関のネットワークづくりを進める
- ③ 地域図書館の設置を進める
- ④ 広報活動により子ども読書活動への理解と関心を高める
- ⑤ 読書活動の優れた取り組みを表彰する
- ⑥ 優れた図書を普及するための啓発・広報を行う
- ⑦ 地域での読書活動の推進を図る

施策	施策の具体策	評価指標		担当課	協力機関
		現状	目標		
① 関係機関の連携・協力のための具体的な施策を検討する組織を設置する	・瀬戸市子ども読書活動推進協議会の推進	実施	継続	図書館	各課
② 家庭、地域、学校、行政機関のネットワークづくりを進める	・推進協議会内に推進委員会を置き、各機関等より委員を出し連携を図る	未実施	実施	図書館	

	・コーディネーターの育成	未実施	実施	図書館	
③地域図書館の設置を進める	・施設的な条件が整っている学校に設置する(目標8館)	実施	継続	図書館	対象学校
④広報活動により子ども読書活動への理解と関心を高める	・啓発リーフレットの作成	実施	継続	協議会 図書館	学校教育課
	・教育市民フォーラムでのPR	実施	継続	協議会 図書館	
	・子ども読書活動の内容や啓発記事を定期的に広報、HPに掲載する	実施	継続	図書館	
	・子ども読書活動の内容、啓発記事を瀬戸市広報の教育関連記事の中で随時掲載していく	未実施	実施	学校教育課	図書館
⑤読書活動の優れた取り組みを表彰する	・教育市民フォーラムで表彰される教育関係表彰者の中に読書活動への取り組みを行った方も対象としていく	実施	継続	学校教育課	
⑥優れた図書を普及するための啓発・広報を行う	・瀬戸市広報の教育関連記事掲載の中で普及のための啓発を随時行っていく	実施	継続	学校教育課	図書館
⑦地域での読書活動の推進を図る	・公民館での読書環境の整備	実施	継続	地域活動支援室	図書館
	・公共施設以外での読書環境づくりの研究	未実施	実施	交流学び課 図書館	

3 取り組みを効果的に進めるための必要事項

子どもの読書活動の推進に関する法律の第11条において、「国及び地方公共団体は子どもの読書に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」とあり、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、財政上の措置として、「国は、地方公共団体の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。」とあります。

こうしたことを踏まえて、国やあるいは県において、財政上の措置が講ぜられるよう要望するとともに、必要な措置により実施されている補助などがあれば、最大限活用し、また市としても財政上の措置を講ずるよう努めていきます。

子どもの読書活動を推進するには、子どもに関係する全ての機関や施設、団体などが、互いに連携をとりながら協力しあってこそ、最大の効果が得られるものです。そのための組織づくりや、ネットワークづくりが欠かせません。そして、やはり、人と人のつながりが大きな力を生む原動力となるものと確信します。こうした、人と人、家庭と地域、地域と行政とをつなぎ、より大きな輪を作ることが出来るコーディネーターが、求められています。

「瀬戸市子ども読書活動推進計画」を、実効的なものにするためには、以下のことが必要な事項となります。

- 1 財政的な措置を図ること
- 2 連携・協力のための組織をつくること
- 3 人的ネットワークを形成すること
- 4 コーディネーターを育成すること

第5章 市民のみなさまへ 一読書が育む子どもの未来一

- 「瀬戸市子ども読書活動推進計画」は、子どもが自主的に楽しく読書に親しむことができるための環境づくりに向けて、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いするために、市民のみなさまに宛てたメッセージです。

- 保護者のかたへのお願いです。

「子どもたちの生活にとって、その基盤は国語力にあります。話すことも、聞くことも、見ることも、そして、考えることも、国語の力が必要です。学校の勉強もそうです。国語力がなければ、算数の問題も、理科や社会の問題も、その問題そのものが理解できないことになります。当然、その問いの意味がわからない以上答えられません。また、子どもさんが保護者の方が言っていることがらの内容をきちんと理解しようとするれば、国語力が必要になります。そして、この国語力は、読書によって最も効果的に培われます。ぜひ、本好きな、読書好きな子どもさんに育てていただきたいのです。」

「本好きな子どもにすることは、そんなに難しいことではありません。本を読むことが心地よい時間だということを、幼いころから体を通して感じる事が出来れば一番良いのです。お膝に抱いて、お母さんやお父さん方の温もりと一緒に、やさしく本を読んであげてください。それが、幼い子どもさんにとっては、至福の時間なのです。そして、保護者の方にとっても心安らぐ時間でもあります。本を読むということが素晴らしいことなのだとお子さんは感じてくれます。」

「もうひとつのお願いです。テレビもゲームも楽しいでしょう。でも、ほんのすこし、テレビを切って、ゲームをやめて家族全員で、静かに本を読む時間を作っていただけないでしょうか。家族全員、本を読む時間を共有してみる。子どもたちも親が一生懸命本を読む姿をみて、本に対する関心が芽生えると思います。ほんのわずかな時間でも、実行していただけたらと思います。」

- 家庭を中心に、地域や学校、行政がその役割を果たしていくなかで、ネットワークを組み、つながりを深めていくことにより、子どもの読書活動の基盤がつくられていくことになると思います。

子どもの読書活動の推進は、子どもたちが心豊かに、健全に成長してほしいと願う市民のみなさま一人一人の「思い」の強さと「行動」にかかっていると切に考えます。